

西予地域 循環型社会形成推進地域計画

西 予 市

平成 25 年 12 月

平成 26 年 11 月改定

平成 27 年 11 月改定

愛媛県 西予市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	7
3	施策の内容	8
(1)	発生抑制、再使用の推進	8
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設等の整備	13
(4)	施設整備に関する計画支援事業	14
(5)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	16
(1)	計画のフォローアップ	16
(2)	事後評価及び計画の見通し	16
5	添付資料（循環型社会形成推進地域計画）	17
様式 1		18
様式 2		21
様式 3		22
様式 4		24
様式 5		28
添付資料 1	現有施設の概要	32
添付資料 2	分別区分説明資料	33
添付資料 3	ごみの現状と目標	36
添付資料 4	生活排水の現状と目標	37
添付資料 5	対象地域図	38
添付資料 6	生活排水処理計画図	39

西予地域 循環型社会形成推進地域計画

西 予 市
平成 25 年 12 月
平成 26 年 11 月改定
平成 27 年 11 月改定

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 愛媛県西予市

面 積 514.79 km²

人 口 42,051 人（平成 25 年 3 月末日現在）

※本市は山村振興法に規定する山村地域、半島振興法に規定する半島地域及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されている。

西予市（以下、「本市」という。）は平成 16 年 4 月に明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町が合併して誕生した。本市は愛媛県の南部、南予地方の中心に位置し、西は宇和海に面し、東は四国山地のカルスト台地に連なる山地が広がっている。

JR予讃線が走り、松山自動車道の拡張により南予地方の広域交流拠点として位置付けられている。

(2) 計画期間

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市においては、平成 19 年度からスタートした総合計画「夢創造 せいよ 21」に基づき、目指すべき将来像である「未来へ輝く ゆめ・ひと・ふれあい西予」に向けて、本市の特性である美しく豊かな自然環境・景観の再生・保全をはじめ、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会の形成に向けた環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成などに関する総合的な施策を、市民・事業者と一体となって進めている。

施策事業の展開に当たっては、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化や少子高齢化に伴う人口減少社会の到来により、社会情勢が大きく変わろうとしている昨今において、焼却処理量を削減し温室効果ガス排出量を削減するとともに、エネルギーの有効利用の観点を取り入れた計画づくりがより一層求められている。

本市における一般廃棄物処理のうち可燃ごみについては、野村地区と城川地区は、本市が所有している野村クリーンセンターで処理を行っているが、同施設は老朽化している。また、明浜地区、宇和地区、三瓶地区は八幡浜市へ処理委託を行っている。よって、循環

型社会の構築に向けて市民意識の高揚を図りながら、八幡浜市等との広域圏での処理を目指して関係自治体と協議を行っている。

資源ごみ・粗大ごみについては、地区ごとに設置されている資源化等施設により処理・保管を行っている。また、廃食油の収集を開始し、バイオディーゼル混合燃料（B5 燃料）を宇和清掃センターのフォークリフトに使用している。

本市のごみ発生量及び資源化率は、平成 23 年度において生活系・事業系ごみの発生量が全国・愛媛県平均を下回っている。また、資源化率は全国・愛媛県平均を上回る状況である。

項 目		平成23年度実績値				国・県の目標値		
		西 予 市 (H24)		全国平均	県平均	国		県 (H27)
						廃棄物 ^{※1} (H27)	循環型 ^{※2} (H32)	
ごみ発生量	g/人・日	737.2	745.1	975	919	(1,035)	890	856
生活系発生量	g/人・日	596.1	609.1	695	696	—	500	—
事業系発生量	g/人・日	71.1	66.5	280	223	—	—	—
総資源化率	%	26.3%	28.1%	20.4%	18.1%	25%	—	25%
最終処分率	%	5.7%	4.9%	10.6%	12.2%	10.3%	—	—

注)ごみ発生量＝(年間収集量＋年間直接搬入量)÷総人口÷365(366)日

資源化率＝資源化量÷(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量＋生ごみ堆肥量)

※1 「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）（平成22年度12月20日改正）」

ごみ発生量(1,035g)は、平成19年度実績(1,089g)を5%削減した値です。

※2 第3次「循環型社会形成推進基本法」(平成25年5月31日閣議決定)

ごみ発生量(890g)は、平成12年度実績(1,185g)を25%削減した値です。

生活系ごみ発生量(500g)は、平成12年度実績(600g)を25%削減した値です。

生活排水に関しては、平成 29 年度の供用開始を目指し、汚泥再生処理センターの整備を進めている。また、河川等の水質を保全するため、下水道や集落排水処理設備、合併浄化槽の整備を進めている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-1 のとおりである。

排出量は、10,387 トンであるが、集団回収量や生ごみ堆肥量も含めると総排出量は 11,443 トンとなる。再生利用される「総資源化量」は 3,212 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量＋生ごみ堆肥量）／（排出量＋集団回収量＋生ごみ堆肥量））は 28.1％である。

中間処理による減量化量は 7,707 トンであり、排出量のおおむね 74.2％が減量化されている。また、排出量の約 4.9％に当たる 512 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 7,933 トンである。また、野村クリーンセンター（焼却施設）では予熱利用は行っていない。

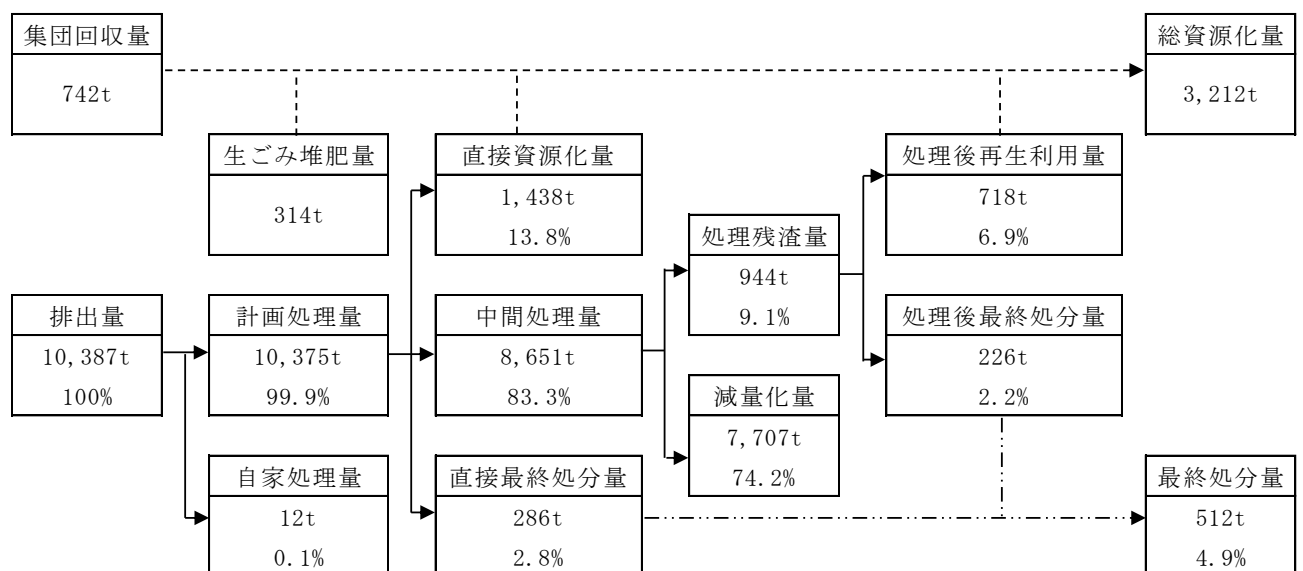
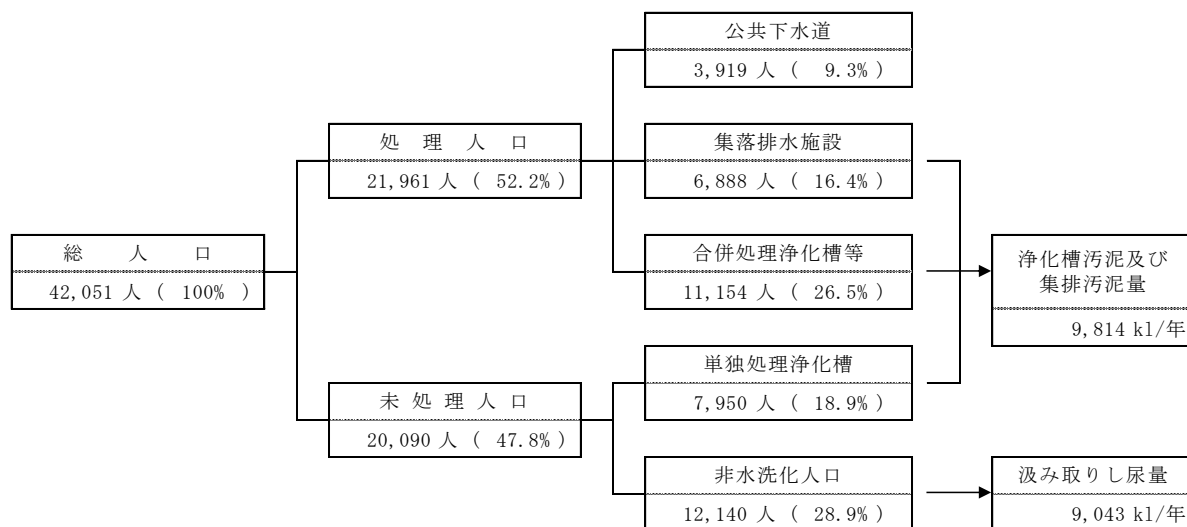


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 24 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図－２のとおりである。

生活排水処理対象人口（総人口）は 42,051 人であり、水洗化人口（汚水衛生処理人口）は 21,961 人、汚水衛生処理率は 52.2%である。



図－２ 生活排水処理フロー（平成 24 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、各種施策の推進に努める。

また、目標量については表-1 のとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ ¹ ） 平成24年度		目標（割合※ ¹ ） 平成31年度	
排出量	事業系 総排出量	1,021 トン		957 トン (-6.3%)	
	1 事業所当りの排出量※ ²	0.5 トン/事務所		0.4 トン/事務所 (-20.0%)	
	生活系 総排出量	9,354 トン		8,052 トン (-13.9%)	
	1 人当りの排出量※ ³	174 kg/人		164 kg/人 (-5.7%)	
	自家処理系	12 トン		0 トン (-100.0%)	
	合 計	10,387 トン		9,009 トン (-13.3%)	
再生利用量	集団回収量	742 トン	6.5%	715 トン	(7.1%)
	生ごみ堆肥量	314 トン	2.7%	383 トン	(3.8%)
	直接資源化量	1,438 トン	12.6%	1,462 トン	(14.5%)
	処理後再生利用量	718 トン	6.3%	485 トン	(4.8%)
	総資源化量合計※ ⁴	3,212 トン	28.1%	3,045 トン	(30.1%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	—		—	
減量化量	中間処理による減量化量	7,707 トン	74.2%	6,799 トン	(75.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	512 トン	4.9%	263 トン	(2.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当りの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当りの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 (資源化率算出の分母は排出量の合計に集団回収量と生ごみ堆肥量を加えている)

《指標の定義》

排出量：出されたごみの量〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、生ごみ堆肥量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

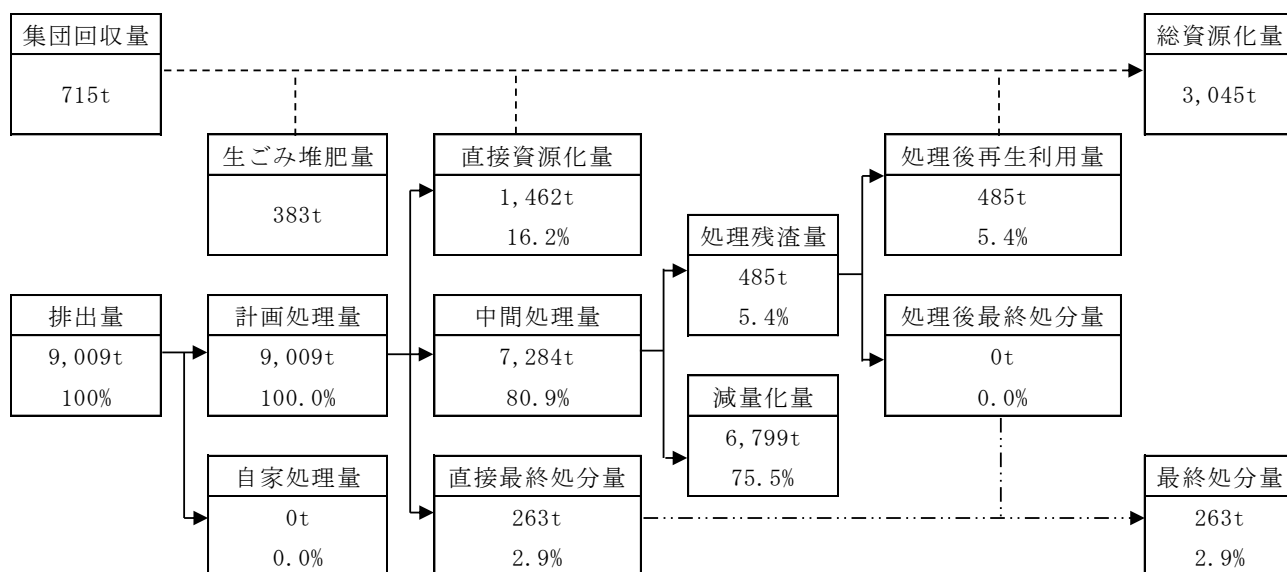


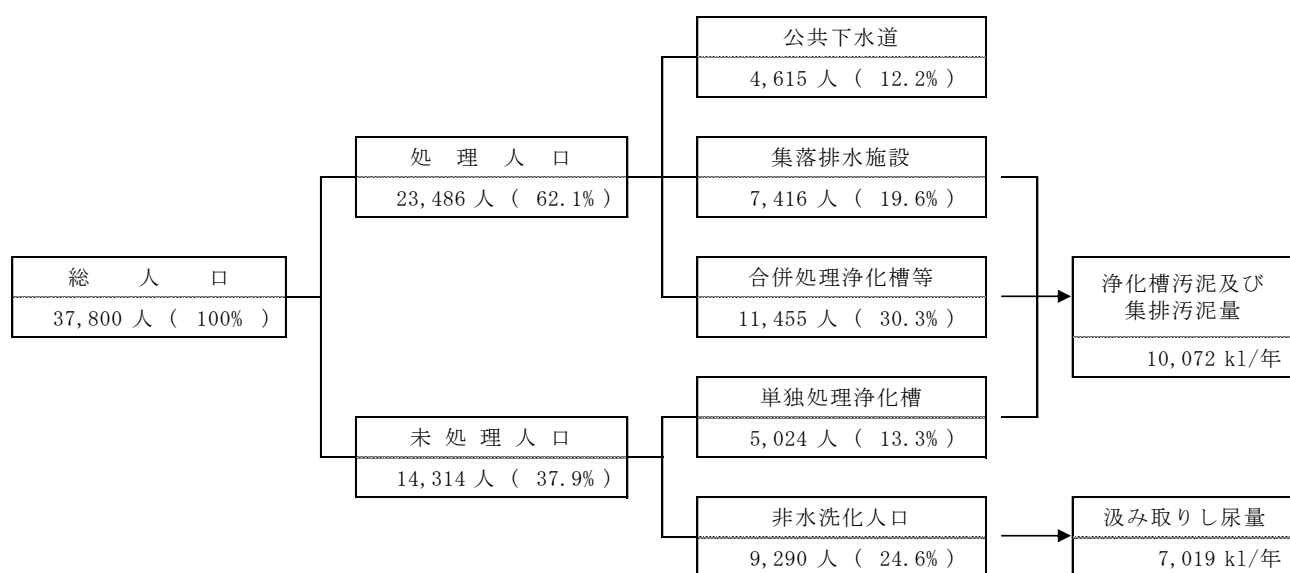
図-3 目標達成時（平成31年度）の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表－２に掲げる目標のとおり、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表－２ 生活排水処理に関する現状と目標

		平成２４年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公 共 下 水 道	3,919 人 (9.3%)	4,615 人 (12.2%)
	集 落 排 水 施 設	6,888 人 (16.4%)	7,416 人 (19.6%)
	合 併 処 理 浄 化 槽 等	11,154 人 (26.5%)	11,455 人 (30.3%)
	未 処 理 人 口	20,090 人 (47.8%)	14,314 人 (37.9%)
	合 計	42,051 人	37,800 人
し尿・汚泥の量	汲 み 取 り し 尿 量	9,043 キロリットル	7,019 キロリットル
	浄 化 槽 汚 泥 及 び 集 排 汚 泥 量	9,814 キロリットル	10,072 キロリットル
	合 計	18,857 キロリットル	17,091 キロリットル



図－４ 生活排水処理フロー（平成31年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

(ア) ごみに関する施策

(No. 1)

施策項目	具体的内容	検討時期	実施時期
ごみの有料化 (事業番号 11)	可燃ごみは指定袋、粗大ごみは回収シール（有料）によりごみ処理手数料の有料化を実施している。また、事業系ごみについては、従量制によりごみ処理手数料を徴収している。 今後は、市民・事業者の理解を得ていくとともに、ごみ発生・排出削減やリサイクルの進捗をみつつ、有料化のあり方等について検討していくものとする。	－	継続して実施
事業系ごみ対策 (事業番号 12)	排出者責任の考え方を浸透させ、大量消費・大量廃棄型の事業活動から循環型の事業活動に移行することを目的とし、事業者に対する排出者処理責任の指導を行うとともに、多量排出事業者等に対して、減量化の推進を図る。	－	継続して実施
環境教育・啓発活動の充実 (事業番号 13)	処理施設の見学や体験学習の機会を提供し、環境意識の向上を図る。	－	継続して実施
	団体や企業に対し職員を派遣し、減量化等の説明会を行うとともに、広報誌・ホームページ・パンフレット等によりごみ減量や再資源化に関する意識啓発を行っていく。自治会等の市民団体と協働して取り組んでいく。	－	継続して実施
	マテリアルリサイクルを進めるため、現在資源ごみを 21 区分に分別している。また分別が悪いものについては収集しない等の措置をとっており、今後も継続して分別の徹底を図っていく。	－	継続して実施
	市民・事業者が環境（ごみ）問題を理解・納得し、関心を持ち、行動するために、本市においても環境活動を率先して行う人のネットワークを作り、3R 活動に自主的に取り組める場を提供する。 市民、事業者が環境保全の取り組みを情報発信する環境イベントや、学校等における環境学習等により循環型社会の構築に向けて環境への意識向上を図る。	－	継続して実施
	自主的取り組みを行っていない市民に対しては、資源分別等によるリサイクル活動を推進するリーダー的存在を設け、地域からのボトムアップを促していくものとする。また、地道な実践活動にとどまらず、ごみ減量に結びつく地域事業モデルの発案・構築などを行う。 ごみの出し方等の指導を行うとともに、地域の声を行政に届ける環境委員を委嘱している。今後も環境委員に対しては定期的に研修を行い、専門的な知識をもって地域の指導員として活躍できるよう取り組む。	－	継続して実施
助成 (事業番号 14)	ごみの減量化（Reduce）や再生利用（Recycle）を促進するために、家庭から排出される段階での減量又は再生利用を第一段階として重要視し、市民の行動をより向上させるための奨励を行っている。具体的には、生ごみの減量を促進するために生ごみ処理機購入等の助成制度と、古紙等の資源ごみを回収している団体に対する助成制度である。 今後はその効果を検証しつつ、制度の継続あるいは充実等について検討していくものとする。	－	継続して実施

表－３ 発生抑制・再使用の推進

(No. 2)

施策項目	具体的内容	検討時期	実施時期
マイバック運動・レジ袋対策 (事業番号 15)	各種団体、関係機関と連携し、小売店舗等の協力を得ながら、マイバッグ持参運動やレジ袋削減キャンペーン等を行っていく。	－	継続して実施
再使用の推進 (事業番号 16)	家庭からごみとして排出されるのではなく、地域や市全体で、使えるものは再使用（Reuse）することにより、ごみを減らしていく	－	継続して実施
生ごみ対策 (事業番号 17)	市の広報紙等により生ごみの水切りの徹底を啓発し、家庭からの生ごみの減量化を図る。	－	継続して実施
事業系ごみの減量化対策 (事業番号 18)	事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行う等によるごみの発生・排出削減を指導するとともに、施設に搬入するごみについては分別の徹底を行うよう排出業者あるいは収集・運搬許可業者に対し、指導していくものとする。	－	継続して実施
行政の率先行動 (事業番号 19)	率先してごみの排出抑制に取り組むとともにリサイクル商品（グリーン購入）を推進する。また、職員に対する環境教育の充実と、率先行動の呼びかけを行う。	－	継続して実施

(イ) 生活排水に関する施策

河川・水路等の水質改善を図るため、リーフレット、広報、ホームページ等で、水質の現状について情報提供するとともに、家庭や事業所等でできる生活雑排水対策についての啓発活動や環境学習を拡充する。

(2) 処理体制

(ア)家庭ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 21）

分別区分及び処理方法については、表－４のとおりである。野村・城川地区の可燃ごみは、現在野村クリーンセンターで処理を行っているが、平成 30 年度から委託する予定である。また、平成 29 年度に汚泥再生処理センターが供用開始するのに伴い、明浜地区、三瓶地区のビン類の一次処理を西部衛生センターから宇和清掃センターに変更し、ペットボトルの一次処理を西部衛生センターから城川清掃センターに変更する等処理体制の変更を行う予定である。

(イ)事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後（事業番号 22）

現在、自己搬入、許可業者持込による事業系一般廃棄物の受け入れを行なっている。事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任は排出事業者であり、家庭ごみステーションに排出できないことの認識を高めるための指導の強化に努め、排出事業者責任の浸透を行なっていく。また、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、分別排出の徹底を図り、分別排出を事業者呼びかける。

(ウ)一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本市の所有する施設においては、産業廃棄物の処理は行っていない。

(エ)生活排水処理の現状と今後（事業番号 23）

(i)下水道整備の推進

下水道事業認可区域については、平成 22 年度に認可区域の拡大を行い事業期間を平成 22 年度から平成 28 年度に 6 ヶ年延伸している。

(ii)下水道への速やかな接続

公共下水道実処理区域において未接続の家庭等については、早期に下水道へ接続するよう啓発を行なう。また、法令等に定める義務期間を経過した世帯に対する指導の強化に引き続き取り組む。

(iii)生活排水処理施設の推進

集落排水処理施設について、7 処理区の事業が完了している。未接続の家庭等については、早期に集落排水処理施設へ接続するよう啓発を行なう。

(iv)し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿のくみ取りについては、本市が許可する収集運搬業者により行う。また、浄化槽汚泥についても、引き続き許可業者による清掃・点検、汚泥引き抜き等を実施する。

し尿処理施設については、現在、東部衛生センターと西部衛生センターで処理を行っているが、両施設とも竣工後 30 年以上経過し施設の老朽化が著しい。よって、平成 29 年度からの供用開始に向けて、両施設を統合した汚泥再生処理センターの整備を進めている。また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）については、新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥の効率的な処理を行い、汚泥を助燃剤として活用して行く。

(v)合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域のうち、公共下水道、集落排水処理区域を除く地域については、「合併処理浄化槽設置助成事業」等を活用して、合併処理浄化槽の普及促進を行う。

(vi)浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽設置世帯等に対して、管理監督体制を整備し適正管理指導を強化するとともに、浄化槽清掃許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による公共用水域の汚濁防止に努める。

(オ) 今後の処理体制の要点

- ◇ 収集・運搬体制の充実
- ◇ 循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進
- ◇ 最終処分場の安定的な確保
- ◇ 長期的な処理体制の検討
- ◇ 災害時のごみ処理対策
- ◇ 新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥の効率的な処理を行い、汚泥を助燃剤として活用

表ー4

家庭系ごみの分別区分及び処理方法の現状と今後

現状（平成24年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等			処理実績（t）
		明浜地区	宇和地区	三瓶地区	城川地区
可燃ごみ	焼却	委託			7,933
資源ごみ	リサイクル	委託			928
		紙類	委託		220
		プラスチック製容器包装	委託		78
		その他プラスチック	委託		8
		発泡スチロール	委託		48
		小型家電	委託		132
		金属類	委託		338
資源ごみ	リサイクル	ビン類	西部衛生センター（一部宇和清掃センター）	宇和清掃センター	93
		缶類	宇和清掃センター	宇和清掃センター	74
		ペットボトル	西部衛生センター	宇和清掃センター	123
		古着・古布	委託		16
		廃食用油	委託		98
資源ごみ	埋立	粗大ごみ	宇和清掃センター	宇和清掃センター	286
		埋立ごみ	委託	野村不燃物処理場	

今後（平成31年度）										
分別区分	処理方法	処理施設等						処理計画 計量 (t)		
		明浜地区	宇和地区		三瓶地区		野村地区		城川地区	
資源ごみ	リサイクル	選別・圧縮 梱包	一次処理	二次処理	一次処理	二次処理	一次処理	二次処理	一次処理	二次処理
			委託							
			委託							
			リサイクル 協会	城川清掃 センター	リサイクル 協会	城川清掃 センター	リサイクル 協会	城川清掃 センター	リサイクル 協会	リサイクル 協会
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
			委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託			
委託	委託	委託	委託	委託						

(3) 処理施設等の整備

(ア) 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表－5のとおり必要な施設整備を行う。

表－5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	汚泥再生処理センター	西予市衛生センター整備事業	45 k L/日	西予市宇和町	平成 26 年度から 平成 28 年度
2	ストックヤード	(仮称) 西予市宇和清掃センター整備事業	160 m ²	西予市宇和町	平成 28 年度
3	リサイクルセンター	(仮称) 西予市リサイクルセンター整備事業	4 t /日	西予市野村町	次期計画にて 整備予定 (平成 32 年度 から 平成 33 年度)

※現有処理施設の概要を、添付資料 1 に示す。

(整備理由)

事業番号 1 処理施設の老朽化やし尿、浄化槽汚泥の減少のため汚泥再生処理センターとして整備する。処理汚泥を助燃剤化する施設を整備し、民間で活用する。

事業番号 2 宇和清掃センターを解体し、明浜地区、宇和地区、三瓶地区の発泡スチロール、小型家電、金属類、ビン類、缶類、廃食油、不燃ごみ、粗大ごみの保管施設として整備する。

事業番号 3 野村クリーンセンターを解体し、西予市全体のプラ製容器包装、その他プラ、小型家電、金属類、ビン類、缶類、ペットボトル等の選別・圧縮の処理施設、及び野村地区、城川地区の廃食油、有害ごみ等の保管施設として整備する。

(イ) 浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表－6のとおり行う。

表－6 浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成 24 年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
4	浄化槽設置 整備事業	60	300	908	平成 26 年度 から 平成 30 年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備事業に先立ち、表－7のとおり計画支援事業を行う。

表－7 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
31	【前期計画から継続】 西予市衛生センター整備事業（事業番号1）に係る発注支援業務	発注仕様書作成 公告文書作成支援 評価委員会資料等作成	（平成25年度から） 平成26年度
	西予市衛生センター整備事業（事業番号1）に係る調査等設計業務	造成設計	平成26年度
32	（仮称）西予市宇和清掃センター整備事業（事業番号2）に係る設計調査等業務	ダイオキシン類調査 解体工事計画書 解体工事発注仕様書 測量・地質調査 施設基本計画 実施設計 特記仕様書の作成等	平成27年度
33	（仮称）西予市リサイクルセンター整備事業（事業番号3）に係る調査設計等業務	測量・地質調査 施設基本計画 発注仕様書の作成等	平成30年度
	（仮称）西予市リサイクルセンター整備事業（事業番号3）に係る生活環境影響調査等業務	ダイオキシン類調査 解体工事計画書 解体工事発注仕様書 生活環境影響調査	（平成31年度） 次期計画にて実施予定

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア．資源化物収集品目の拡大（事業番号 41）

平成 25 年度より廃食油の回収・再利用システムを構築した。今後も、環境負荷の少ない廃棄物の循環システムを構築する為に、必要に応じて収集品目の拡大に向けた検討を行っていく。

イ．家電のリサイクルに関する普及・啓発（事業番号 42）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ．不適正処理及び不法投棄防止計画（事業番号 43）

野焼き等の不適正処理や不法投棄を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題であり、現在、市民や警察等の関係機関と連携して不法投棄等のパトロールに取り組んでいる。今後も啓発活動の実施などを通じ、市民・事業者の意識向上とともに、監視体制の強化を図り、不適正処理や不法投棄の防止に努める。

エ．災害時の廃棄物処理に関する事項（事業番号 44）

災害時に多量に発生する廃棄物については、西予市地域防災計画（風水害対策編）（平成 25 年 3 月）に基づき、被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め、収集車により運搬する。必要に応じ、愛媛県、社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼することが必要となるため、関係機関との連帯を図っていくものとする。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災した市民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

※ 臨時集積場所

城川清掃センター、野村不燃物処分場、野村クリーンセンター、
野田最終処分場跡地

オ．生活雑排水の適正処理推進（事業番号 45）

浄化槽を正常に機能させるため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、浄化槽設置の際にその覚書等を行って徹底する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛媛県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

5 添 付 資 料

(循環型社会形成推進地域計画)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成26年度)

1 地域の概要

(1)地域名	西予地域					(2)地域内人口	42,051 人		(3)地域面積	514.79 km ²						
(4)構成市町村等名	西予市					(5)地域の要件	人口	面積	沖縄	離島	奄美	豪雪	山形	半島	福地	その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況																
組合を構成する市町村：																
設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定																
設立されない場合、今後の見通し：																

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
排出量	事業系	1,012	916	986	1,104	1,021	957 (H24比 -6.3%)	
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4 (H24比 -20.0%)	
	生活系	9,531	9,517	9,201	9,258	9,354	8,052 (H24比 -13.9%)	
	総排出量 (トン)	169	169	169	174	174	164 (H24比 -5.7%)	
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	10	11	11	12	12	0 (H24比 -100.0%)	
	自家処理系							
	合 計	10,553	10,444	10,198	10,374	10,387	9,009 (H24比 -13.3%)	
再生利用量	集団回収量 (トン)	929 (7.9%)	837 (7.2%)	812 (7.2%)	765 (6.7%)	742 (6.5%)	715 (7.1%)	
	生ごみ堆肥量 (トン)	290 (2.5%)	300 (2.6%)	308 (2.7%)	311 (2.7%)	314 (2.7%)	383 (3.8%)	
	直接資源化量 (トン)	1,021 (8.7%)	1,266 (10.9%)	1,098 (9.7%)	1,236 (10.8%)	1,438 (12.6%)	1,462 (14.5%)	
	処理後再生利用量 (トン)	1,208 (10.3%)	965 (8.3%)	927 (8.2%)	696 (6.1%)	718 (6.3%)	485 (4.8%)	
	総資源化量 (トン)	3,448 (29.3%)	3,368 (29.1%)	3,145 (27.8%)	3,008 (26.3%)	3,212 (28.1%)	3,045 (30.1%)	
熱回収量	年間発電電力量 MWh	—	—	—	—	—	—	MWh
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	7,338 (69.5%)	7,251 (69.4%)	7,554 (74.1%)	7,841 (75.6%)	7,707 (74.2%)	6,799 (75.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	976 (9.2%)	951 (9.1%)	608 (6.0%)	589 (5.7%)	512 (4.9%)	263 (2.9%)	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

様式 1

3 一般廃棄物施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考 (施設名又は場所)
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年度	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年	
焼却施設	西予市	機械化バッチ式	有	10 t / 日	平成5年8月	平成30年4月廃止予定	老朽化			①野村クリーンセンター
	西予市	機械化バッチ式	有	20 t / 日	昭和56年4月	廃止済 (未撤去)				②宇和清掃センター
	西予市	機械化バッチ式	有	25 t / 日	昭和56年4月	廃止済 (未撤去)				③西部衛生センター
マテリアルリサイクル推進施設	西予市	選別、圧縮	有	1.14 t / h	昭和56年4月	平成34年4月廃止予定				②宇和清掃センター
	西予市	選別、圧縮・梱包	有	1.15 t / h	平成13年4月	平成34年4月廃止予定				④城川清掃センター
	西予市	選別、圧縮・梱包	有	0.9 t / h	平成9年4月	平成34年4月廃止予定				①野村クリーンセンター
	西予市	選別	無	—	昭和46年5月	平成34年3月選別終了予定				⑤野村不燃物処理場
	西予市	選別、圧縮・梱包	有	1.3 t / h	昭和56年4月	平成29年4月廃止予定				③西部衛生センター
	西予市	保管						ストックヤード	平成29年4月	②西予市宇和清掃センター
	西予市	選別、圧縮・梱包						選別、圧縮・梱包	平成34年4月	⑨西予市リサイクルセンター
	西予市	水処理設備なし	無	41,200m ³	昭和46年5月					⑤野村不燃物処理場
最終処分場	西予市	水処理設備なし	無	5,000m ³	昭和47年7月	平成28年3月廃止予定	埋立完了			⑥惣川不燃物処理場
し尿処理施設	西予市	高負荷酸化方式	有	25KL / 日	昭和56年4月	平成29年度廃止予定	施設の老朽化、施設の集約による処理の効率化			③西部衛生センター
	西予市	標準脱窒素処理方式	有	40KL / 日	昭和55年1月	平成29年度廃止予定				⑦東部衛生センター
汚泥再生処理センター	西予市							膜分離高負荷脱窒素処理方式	平成29年度	⑧西予市衛生センター

様式 1

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総人口	人	44,412	43,877	43,215	42,643	42,051	37,800
公共下水道人口	人	2,696	3,295	3,612	3,761	3,919	4,615
集落排水施設等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口率 (%)	(6%)	(8%)	(8%)	(9%)	(9%)	(12%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,120	5,702	6,405	6,783	6,888	7,416
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口率 (%)	(12%)	(13%)	(15%)	(16%)	(16%)	(20%)
未処理人口	人	10,673	11,587	10,555	11,112	11,154	11,455
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口率 (%)	(24%)	(26%)	(24%)	(26%)	(27%)	(30%)
未処理人口	人	25,923	23,293	22,643	20,987	20,090	14,314

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 合併処理浄化槽の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	西予市	3,650	11,154	—	300	908	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成26年度）

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）						交付対象事業費（千円）						備考	
				単位	開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			
○し尿処理に関する事業																			
	1	西予市衛生センター整備	45KL/日	H26	H28	2,815,456	197,940	724,194	1,893,322			2,056,972	197,940	595,134	1,263,898				
	1	施工監理		H26	H28	65,598	12,344	20,811	32,443			10,284	268	2,864	7,152				
								</											

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 1)

施策種別	事業 番号	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	事業 期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画					備 考
							平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	ごみの有料化	可燃ごみは指定袋、粗大ごみは回収シール（有料）によりごみ処理手数料の有料化を実施している。また、事業系ごみについては、従量制によりごみ処理手数料を徴収している。 今後は、市民・事業者の理解を得ていくとともに、ごみ発生・排出削減やリサイクルの進捗をみつ、有料化のあり方等について検討していくものとする。	西予市	継続							
	12	事業系ごみ対策	排出者責任の考え方を浸透させ、大量消費・大量廃棄型の事業活動から循環型の事業活動に移行することを目的とし、事業者に対する排出者処理責任の指導を行うとともに、多量排出事業者等に対して、減量化の推進を図る。	西予市	継続							
	13	環境教育・啓発活動等の充実	処理施設の見学や体験学習の機会を提供し、環境意識の向上を図る	西予市	継続							
			団体や企業に対し職員を派遣し、減量化等の説明会を行う。広報誌・ホームページ・パンフレット等によりごみ減量や再資源化に関する意識啓発を行っていく。自治会等の市民団体と協働して取り組んでいく。	西予市	継続							
			マテリアルリサイクルを進めるため、現在資源ごみを21区分に分別している。また分別が悪いものについては収集しない等の措置をとっており、今後も継続して分別の徹底を図っていく。	西予市	継続							
			市民・事業者が環境（ごみ）問題を理解・納得し、関心を持ち、行動するために、本市においても環境活動を率先して行う人のネットワークを作り、3R活動に自主的に取り組める場を提供する。 市民、事業者が環境保全の取り組みを情報発信する環境イベントや、学校等における環境学習等により循環型社会の構築に向けて環境への意識向上を図る。	西予市	継続							
			自主的取り組みを行っていない市民に対しては、資源分別等によるリサイクル活動を推進するリーダー的存在を設け、地域からのボトムアップを促していくものとする。また、地道な実践活動にとどまらず、ごみ減量に結びつく地域事業モデルの発案・構築などを行う。 ごみの出し方等の指導を行うとともに、地域の声を行政に届ける環境委員を委嘱している。今後も環境委員に対しては定期的に研修を行い、専門的な知識をもって地域の指導員として活躍できるよう取り組む。	西予市	継続							
	14	助成	ごみの減量化（Reduce）や再生利用（Recycle）を促進するために、家庭から排出される段階での減量又は再生利用を第一段階として重要視し、市民の行動をより向上させるための奨励を行っている。具体的には、生ごみの減量を促進するために生ごみ処理機購入等の助成制度と、古紙等の資源ごみを回収している団体に対する助成制度である。 今後はその効果を検証しつつ、制度の継続あるいは充実等について検討していくものとする。	西予市	継続							
	15	マイバッグ運動・レジ袋対策	各種団体、関係機関と連携し、小売店舗等の協力を得ながら、マイバッグ持参運動やレジ袋削減キャンペーン等を行っていく。	西予市	継続							
	16	再使用の推進	家庭からごみとして排出されるのではなく、地域や市全体で、使えるものは再使用（Reuse）することにより、ごみを減らしていく。	西予市	継続							
	17	生ごみ対策	市の広報紙等により生ごみの水切りの徹底を啓発し、家庭からの生ごみの減量化を図る。	西予市	継続							
	18	事業系ごみの減量化対策	事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行う等によるごみの発生・排出削減を指導するとともに、施設に搬入するごみについては分別の徹底を行うよう排出業者あるいは収集・運搬許可業者に対し、指導していくものとする。	西予市	継続							
	19	行政の率先行動	率先してごみの排出抑制に取り組むとともにリサイクル商品（グリーン購入）を推進する。また、職員に対する環境教育の充実と、率先行動の呼びかけを行う。	西予市	継続							

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

(No. 2)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
処理体制の構築、変更に関するもの	21	処理体制の変更	野村・城川地区の、可燃ごみ処理を平成30年度以降委託処理とする。	野村・城川地区	H30							委託	
	22	事業系一般廃棄物の処理	明浜地区、三瓶地区のビン類の一次処理を西部衛生センターから宇和清掃センターに変更し、ペットボトルの一次処理を西部衛生センターから城川清掃センターに変更する。	明浜・三瓶地区	H29							宇和清掃センター	
												西部衛生センター	
	23	生活排水処理対策	事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任は排出事業者であり、家庭ごみステーションに排出できないことの認識を高めるための指導の強化に努め、排出事業者責任の浸透を行っていく。	西予市	継続								
			下水道・集落排水処理施設の整備を進めていく。下水道・集落排水処理区域を除く地域は、合併浄化槽の普及を促進する。	西予市	継続								
処理施設の整備に関するもの	1	西予市衛生センター整備事業	汚泥再生処理センターを整備する。	西予市	H26	H28	○					建設工事	
	2	(仮) 西予市宇和清掃センター整備事業	明浜、宇和、三瓶地区のストックヤードを整備する。	西予市	H28	H28	○					建設工事	
	3	(仮) 西予市リサイクルセンター整備事業	リサイクルセンターを整備する。	西予市	(H32)	(H33)	○						次期計画にて整備予定
	4	合併処理浄化槽整備	合併浄化槽の設置を促進する。	西予市	H26		○					合併処理浄化槽整備	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	発注仕様書作成、公告文書作成 評価委員会資料等作成	西予市	(H25)	H26	○	発注支援					前期計画からの継続
			造成設計	西予市	H26	H26	○	設計等					
	32	2の計画支援	ダイオキシン類調査、解体工事計画書 解体工事発注仕様書、測量・地質調査 施設基本計画、実施設計、特記仕様書作成等	西予市	H27	H27	○	調査・設計					
	33	3の計画支援	測量・地質調査、施設基本計画 発注仕様書作成他 ダイオキシン類調査、解体計画書 解体工事発注仕様書、生活環境影響調査等	西予市	H30	(H30) (H31)	○					調査・計画	次期計画へ継続
その他	41	資源化物収集品目の拡大	平成25年度より廃食油の回収・再利用システムを構築した。今後も、環境負荷の少ない廃棄物の循環システムを構築する為に、必要に応じて収集品目の拡大に向けた検討を行っていく。	西予市	継続								
	42	家電のリサイクルに関する普及・啓発	家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	西予市	継続								
	43	不適正処理及び不法投棄防止計画	市民や警察等の関係機関と連携して不法投棄等のパトロールに取り組んでいる。今後も啓発活動の実施などを通じ、市民・事業者の意識向上とともに、監視体制の強化を図り、不適正処理や不法投棄の防止に努める。	西予市	継続								
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害時に多量に発生する廃棄物については、西予市地域防災計画に基づき、被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め、収集車により運搬する。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災した市民に広報等を行い、ごみ収集を行う。	西予市	継続								
	45	生活雑排水の適正処理推進	浄化槽を正常に機能させるため、浄化槽の保守点検や清掃等について、浄化槽設置の際にその覚書等を行って徹底する。	西予市	継続							事業実施	

様式 4

【参考資料様式1】

施 設 概 要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名：愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 施設名称	（仮称）西予市宇和清掃センター
(3) 工 期	平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 160 m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	現在、明浜地区、宇和地区、三瓶地区の資源ごみ、粗大ごみは宇和清掃センターと西部衛生センターに分散し保管しているが、旧焼却施設の撤去解体を行い集約し有効利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	発泡スチロール、小型家電、金属類、ビン類、缶類、廃食油、粗大ごみ
---------------	----------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 「容器包装リサイクル推進施設の内訳	
------------------------	--

(12) 事業計画額	80,784 千円
------------	-----------

様式 4

【参考資料様式1】

施 設 概 要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名：愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 施設名称	(仮称) 西予市リサイクルセンター ※
(3) 工 期	(平成32年度 ～ 平成33年度)
(4) 施設規模	処理能力 ペットボトル、プラ製容器包装、その他プラ 2 t /5 h
	処理能力 缶類 2 t /5 h
(5) 処理方式	選別（手選）、圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割	現在、野村地区、城川地区の資源ごみは、城川清掃センター、宇和清掃センター、野村不燃物処理場で分散して処理を行っている。旧焼却施設の撤去解体を行い、明浜地区、宇和地区、三瓶地区の選別、圧縮・梱包する資源ごみを含め、集約し有効利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 「容器包装リサイクル推進施設の内訳	
------------------------	--

(12) 事業計画額	千円
------------	----

※次期計画にて整備予定

様式 4

【参考資料様式 4】

施 設 概 要（し尿処理施設系）

都道府県名：愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 施設名称	西予市衛生センター
(3) 工 期	平成 26 年度 ～ 平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 45 kL/日
(5) 型式及び処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	本市では、現在東部衛生センターと西部衛生センターでし尿処理を行っているが、両施設とも竣工後30年以上経過し老朽化が著しい。よって両施設を統合した汚泥再生処理センターの整備を進める。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	脱水汚泥を助燃剤として使用する。固液分離後脱水し、汚泥含水率を70%以下にする。
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥は、助燃剤として民間活用する。

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	2,815,456 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛媛県

（１）事業主体名	西予市
（２）事業名称	浄化槽設置整備事業
（３）事業の実施目的及び内容	浄化槽の計画的な整備を図り、公衆衛生の向上及び生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。
（４）事業期間	平成26年度～平成30年度
（５）事業対象地域の要件	公共下水道、集落排水処理区域を除く地域
（６）事業計画額	交付対象事業費 66,225千円（整備人口 908人分）

区分	交付対象基数 （ 908人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	225基 （ 630人分）	基	74,700千円	45,900千円	45,900千円
6～7人槽	50基 （ 145人分）	基	20,700千円	12,300千円	12,300千円
8～10人槽	25基 （ 133人分）	基	13,700千円	8,025千円	8,025千円
11～20人槽	基 （ 人分）	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基 （ 人分）	基	千円	千円	千円
31～50人槽	基 （ 人分）	基	千円	千円	千円
51人槽以上	基 （ 人分）	基	千円	千円	千円
改 築	基 （ 人分）		千円	千円	千円
計画策定調査費			千円	千円	千円
合 計	300基 （ 908人分） 改築分を除く	基	109,100千円	66,225千円	66,225千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名： 愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備のため
(3) 事業名称	【前期計画からの継続】 西予市衛生センター整備事業（事業番号1）に係る発注支援業務
(4) 事業期間	（平成25年度 から） 平成26年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成 公告文書作成 評価委員会資料等作成
(6) 事業計画額	12,000 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名： 愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備のため
(3) 事業名称	西予市衛生センター整備事業（事業番号1）に係る設計業務
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	造成設計
(6) 事業計画額	2,376 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名： 愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 西予市宇和清掃センター整備事業 (事業番号2) に係る調査設計等業務
(4) 事業期間	平成27年度
(5) 事業概要	ダイオキシン類調査 解体工事計画書 解体工事発注仕様書 測量・地質調査 施設基本計画 実施設計 特記仕様書作成等
(6) 事業計画額	18,123 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名： 愛 媛 県

(1) 事業主体名	西予市	
(2) 事業目的	リサイクルセンター整備のため	
(3) 事業名称	(仮称) 西予市リサイクルセンター整備事業 (事業番号3) に係る調査設計等業務	(仮称) 西予市リサイクルセンター整備事業 (事業番号3) に係る生活環境調査等業務 ※
(4) 事業期間	平成30年度	(平成31年度)
(5) 事業概要	測量・地質調査 施設基本計画 発注仕様書作成他	ダイオキシン類調査 解体工事計画書 解体工事発注仕様書 生活環境影響調査等他
(6) 事業計画額	6,480 千円	千円

※次期計画にて実施予定

添付資料 1

現有処理施設の概要

施設名	所在地	施設種別	現有施設の内容				運営体制	備考
			型式及び処理方式	処理対象廃棄物	処理能力（単位）	開始年度		
①野村クリーンセンター	野村町野村3号595番地	焼却施設	機械化パッチ式	可燃ごみ	10 t / 日（10 t / 8 h）	平成5年8月	直営	
		資源化施設	選別、圧縮・梱包	資源ごみ	0.9 t / h	平成9年4月	直営	
②宇和清掃センター	宇和町卯之町3丁目744番地	焼却施設	機械化パッチ式	可燃ごみ	20 t / 日（10 t / 8 h × 2 炉）	昭和56年4月	廃止済（未撤去）	
		資源化施設	選別、圧縮	粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	1.14 t / h	昭和56年4月	直営	
③西部衛生センター	明浜町田之浜甲1958番地	焼却施設	機械化パッチ式	可燃ごみ	25 t / 日（12.5 / 8 h × 2 炉）	昭和56年4月	廃止済（未撤去）	
		し尿処理施設	高負荷酸化方式	し尿	25KL / 日	昭和56年4月	直営	
④城川清掃センター	城川町下相1630番地	資源化施設	選別、圧縮・梱包	資源ごみ	1.3 t / h	昭和56年4月	直営	
		資源化施設	選別、圧縮・梱包	粗大ごみ・資源ごみ	1.15 t / h	平成13年4月	直営	
⑤野村不燃物処理場	野村町蔵良531番地2	最終処分場	水処理設備なし	不燃ごみ	41,200m ³	昭和46年5月	直営	
		資源化施設	選別	粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	—	昭和46年5月	直営	
⑥惣川不燃物処理場	野村町舟戸3678番地2	最終処分場	水処理設備なし	不燃ごみ	5,000m ³	昭和47年7月	平成28年3月廃止予定	埋立完了
⑦東部衛生センター	野村町阿下6号200番地	し尿処理施設	標準脱窒素処理方式	し尿	40KL / 日	昭和55年1月	直営	

分別区分説明資料

(No. 1)

区 分		区 域	収集体制	収集回数	排出方法
可燃ごみ		明浜	指定収集場所 (委託)	週 2 回	指定袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
紙 類	新聞・チラシ 段ボール 紙パック 雑誌・紙製容器包装	明浜	指定収集場所 (委託)	月 3 回	ひもで縛る
		三瓶		週 1 回	
		宇和		月 1 回	
		野村			
		城川			
プラスチック製容器包装		明浜	指定収集場所 (委託)	月 2 回	無色透明袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
その他のプラスチック類		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	無色透明袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
発泡スチロール		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	無色透明袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
小型家電類		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	無色透明袋
		三瓶		年 4 回	
		宇和		月 1 回	
		野村			
		城川			

添付資料 2

分別区分説明資料

(No. 2)

区 分		区 域	収集体制	収集回数	排出方法
金属類		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	無色透明袋
		三瓶		年 4 回	
		宇和		月 1 回	
		野村			
		城川			
びん類	無色 茶色 その他	明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	色分けして キャリー
		三瓶		月 2 回	
		宇和			
		野村		月 1 回	
		城川			
かん類	アルミ スチール	明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	ネット
		三瓶		月 4 回	キャリー
		宇和			
		野村		月 1 回	
		城川			
ペットボトル		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	ネット
		三瓶		月 2 回	
		宇和			
		野村			
		城川			
古着古布類		明浜	指定収集場所 (委託)	月 1 回	無色透明袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
廃食用油		明浜	拠点回収 (委託)	月 1 回	ペットボトル 等の容器に入 れて、専用 BOX
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			

添付資料 2

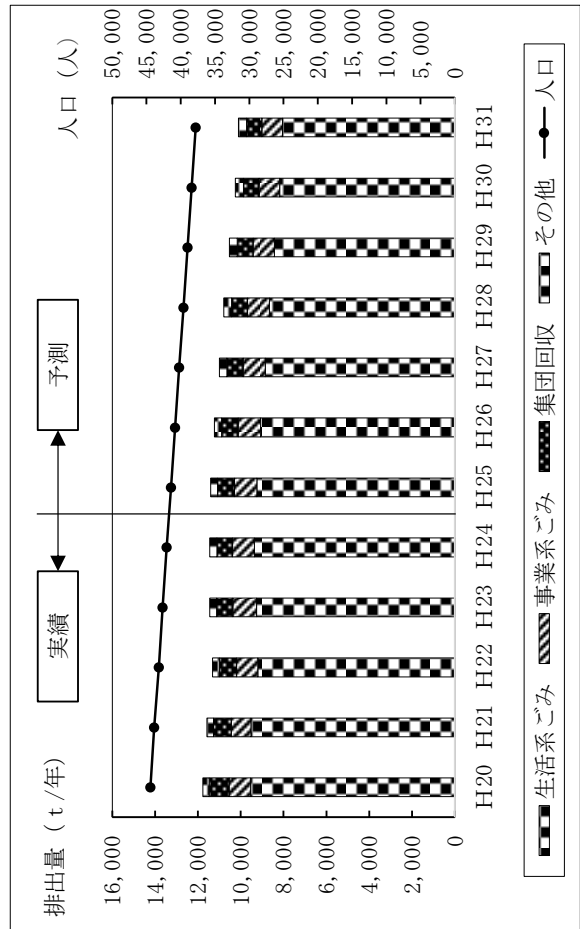
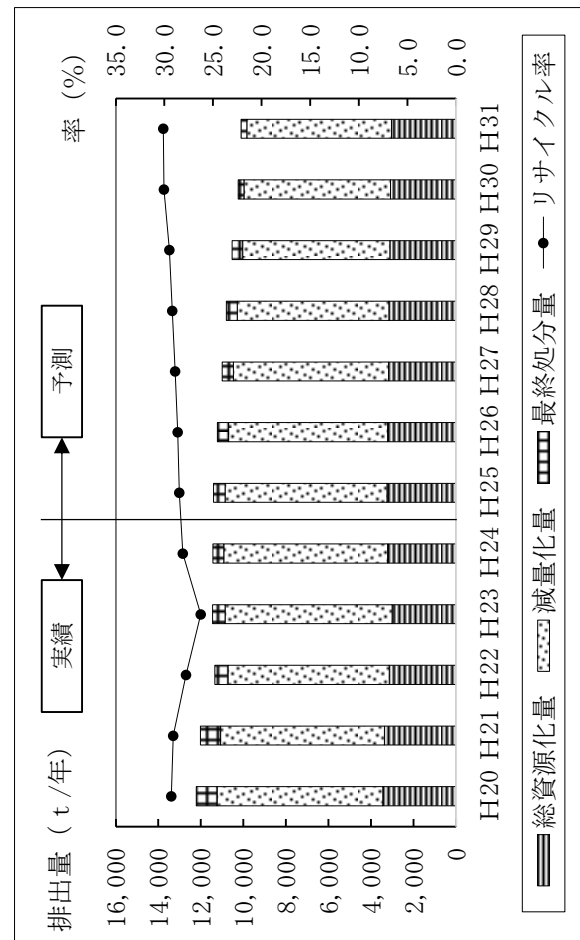
分別区分説明資料

(No. 3)

区 分		区 域	収集体制	収集回数	排出方法
有害ごみ	蛍光管（直管） 蛍光管（丸管） 乾電池	明浜	拠点回収 （委託）	随時	専用 BOX
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
埋立ごみ		明浜	指定収集場所 （委託）	月 1 回	無色透明袋
		三瓶			
		宇和			
		野村			
		城川			
粗大ごみ		明浜	指定収集場所 （委託）	随時、年 4 回	粗大ごみシールを貼るか、持込施設に処理手数料を払う
		三瓶	直接搬入許可業者	随時、年 6 回	
		宇和		年 6 回	
		野村		年 4 回	
		城川			

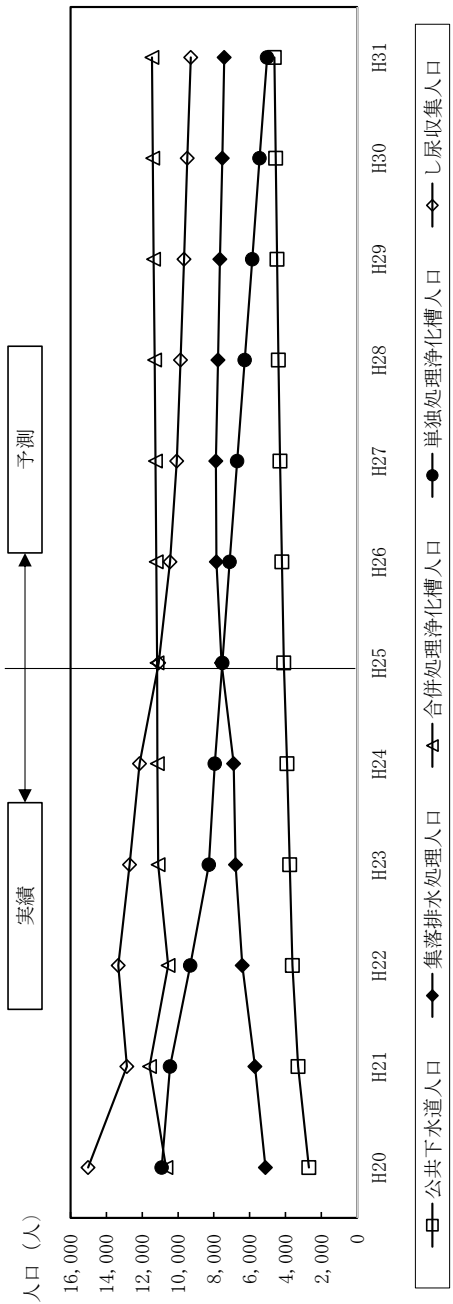
ごみの現状と目標

区分\年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
行政区域	人口	44,412	43,877	43,215	42,643	42,051	41,428	40,823	40,219	39,614	39,009	38,405	37,800
発生量	生活系ごみ	9,531	9,517	9,201	9,258	9,354	9,246	9,072	8,857	8,666	8,430	8,182	8,052
	事業系ごみ	1,012	916	986	1,104	1,021	1,053	1,045	1,029	1,014	992	963	957
	集団回収	929	837	812	765	742	783	772	760	751	738	726	715
	生ごみ堆肥量	290	300	308	311	314	326	336	346	356	365	374	383
	自家処理	10	11	11	12	12	0	0	0	0	0	0	0
処理・処分量	合計	11,772	11,581	11,318	11,450	11,443	11,408	11,225	10,992	10,787	10,525	10,245	10,107
	焼却量	8,034	7,935	7,858	8,133	7,933	7,867	7,720	7,526	7,352	7,139	6,900	6,799
	中間処理量	8,872	8,758	8,587	8,812	8,651	8,404	8,247	8,045	7,863	7,640	7,393	7,284
	資源化量	3,448	3,368	3,145	3,008	3,212	3,249	3,215	3,182	3,155	3,113	3,079	3,045
	最終処分量	976	951	608	589	512	543	536	523	513	499	266	263

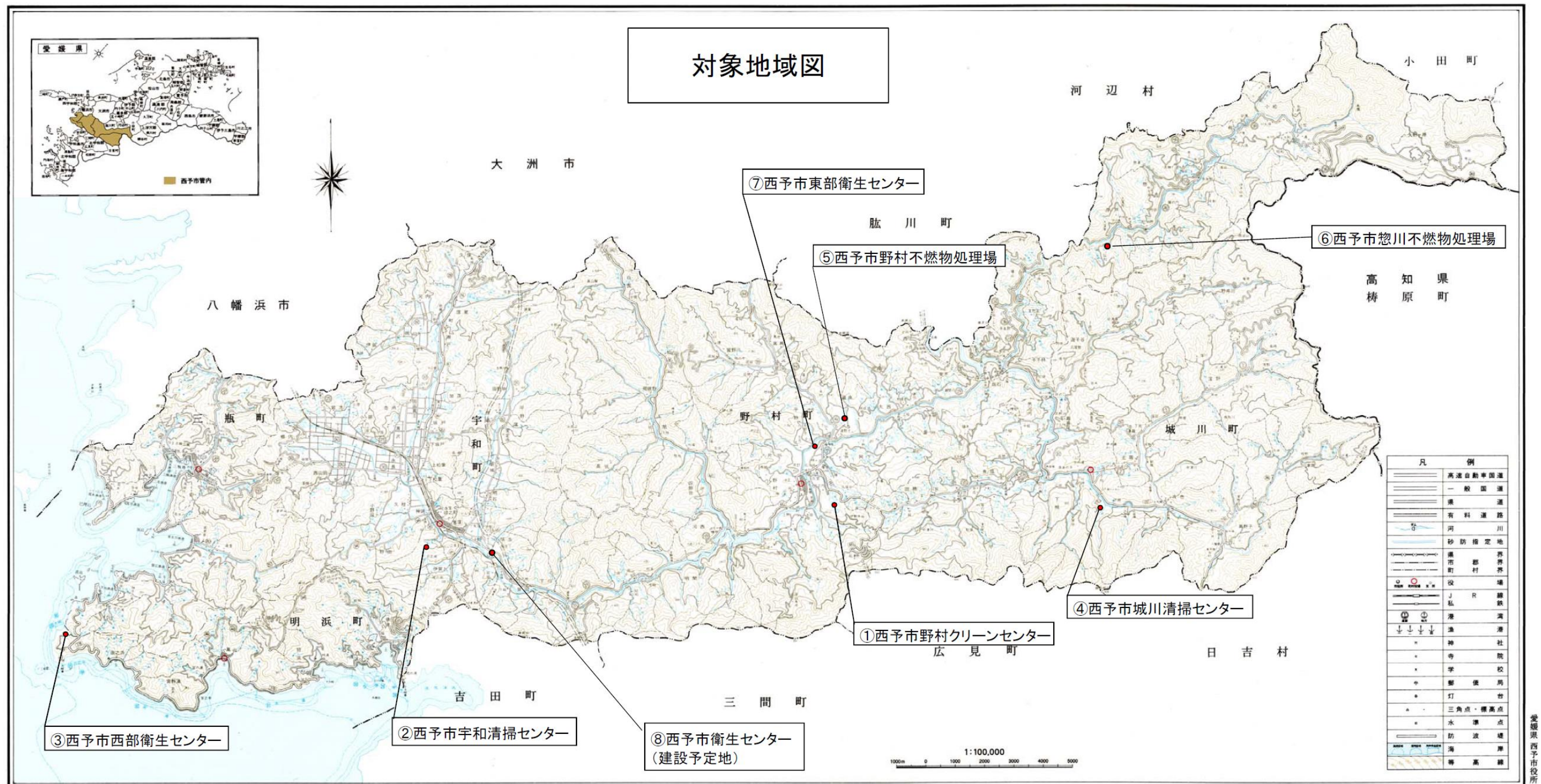


生活排水の現状と目標

区分\年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画処理区域内人口	人	44,412	43,877	43,215	42,643	42,051	41,428	40,823	40,219	39,614	39,009	38,405	37,800
処理人口	人	18,489	20,584	20,572	21,656	21,961	22,820	23,267	23,453	23,476	23,488	23,486	23,486
公共下水道	人	2,696	3,295	3,612	3,761	3,919	4,089	4,206	4,307	4,397	4,476	4,549	4,615
集落排水施設	人	5,120	5,702	6,405	6,783	6,888	7,569	7,850	7,886	7,771	7,655	7,531	7,416
施設処理対象人口	人	605	600	862	931	920	1,018	1,055	1,039	1,024	1,009	992	977
施設処理対象外人口	人	4,515	5,102	5,543	5,852	5,968	6,551	6,795	6,847	6,747	6,646	6,539	6,439
合併処理浄化槽	人	10,673	11,587	10,555	11,112	11,154	11,162	11,211	11,260	11,308	11,357	11,406	11,455
未処理人口	人	25,923	23,293	22,643	20,987	20,090	18,608	17,556	16,766	16,138	15,521	14,919	14,314
単独浄化槽人口	人	10,911	10,444	9,309	8,284	7,950	7,532	7,114	6,696	6,278	5,860	5,442	5,024
し尿収集人口	人	15,012	12,849	13,334	12,703	12,140	11,076	10,442	10,070	9,860	9,661	9,477	9,290
汲み取りし尿	k1/年	11,446	10,426	9,783	9,386	9,043	8,368	7,889	7,608	7,470	7,299	7,160	7,019
浄化槽汚泥	k1/年	11,331	10,306	10,406	10,815	9,814	10,717	10,755	10,678	10,556	10,377	10,222	10,072
処理施設対象	k1/年	9,051	8,066	7,726	7,975	6,934	7,585	7,506	7,404	7,321	7,199	7,095	6,993
処理施設対象外	k1/年	2,280	2,240	2,680	2,840	2,880	3,132	3,249	3,274	3,235	3,178	3,127	3,079
合 計	k1/年	22,777	20,732	20,189	20,201	18,857	19,085	18,644	18,286	18,026	17,676	17,382	17,091



対象地域図



〔この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。〕（承認番号 平14四復、第214号）

愛媛県宇和郡宇和町大字卯之町2丁目 電話(0894)82-0592 株式会社印刷部

愛媛県西予市役所

